

ことらサービス利用規定 新旧対照表

改 定 前	改 定 後
<p>第1条（用語の定義）</p> <p>1. 本規定にて利用する用語の定義は以下のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 本サービス</p> <p style="margin-left: 40px;">当行所定のアプリを利用し、ことらシステムを介して、利用者の指定する預金口座（以下「送金指定口座」といいます。）から利用者の指定する送金資金を引き落としのうえ、利用者の指定するアカウントに対して、国内円での送金を行うサービスをいいます。なお、他のアカウントから利用者の指定する預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）に対して国内円での送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を入金指定口座に入金する行為も本サービスに含まれるものとします。</p> <p style="margin-left: 20px;">b. ～ i. （省略）</p> <p>第2条～第20条（略）</p>	<p>第1条（用語の定義）</p> <p>1. 本規定にて利用する用語の定義は以下のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 本サービス</p> <p style="margin-left: 40px;">当行所定のアプリを利用し、ことらシステムを介して、利用者の指定する預金口座（以下「送金指定口座」といいます。）から利用者の指定する送金資金を引き落としのうえ、利用者の指定するアカウントに対して、国内円での送金を行うサービスをいいます。なお、他のアカウントから利用者の指定する預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）に対して国内円での送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を入金指定口座に入金する行為も本サービスに含まれるものとします。<u>なお、ことら送金サービスのうち、「特定用途送金」については本規定末尾の「別紙 特定用途送金に関するご留意事項」の定めが優先して適用されるものとします。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b. ～ i. （変更なし）</p> <p>第2条～第20条（変更なし）</p> <p style="text-align: center; color: red;"><u>別紙 特定用途送金に関するご留意事項</u></p> <p>1. （特定用途送金）</p> <p style="margin-left: 40px;">特定用途送金とは、ことら送金サービスのうち、株式会社ことら（以下「ことら」といいます。）が別途定める取引（以下「対象取引」といいます。）に関して、特定用途送金の対象となるアカウント（以下「対象アカウント」といいます。）と利用者の指定するアカウントとの間で行う送金サービス（対象取引に係る送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします。）を指します。</p> <p>2. （対象取引等）</p> <p style="margin-left: 40px;">寄付可能な用途/対象法人・団体の要件の詳細については、ことらのウェブページ（「ことら送金」利用者はこちら> 使い方> ことら送金）をご確認ください。</p> <p>3. （特定用途送金の機能）</p> <p style="margin-left: 40px;">特定用途送金においては、アカウント代替符号を利用した送金ができない場合があり、この場合はメッセージ機能をご利用いただけません。</p>

ことらサービス利用規定 新旧対照表

以上	<p>4. (免責規定等)</p> <p>特定用途送金を対象取引及び対象アカウント以外の取引に利用することにより、ことらに加盟する金融機関又は資金移動業者に損害が生じた場合、当該損害について、ことらは責任を負いません。</p> <p>※ 対象取引の該当性については、対象アカウントの保有者にご確認ください。</p> <p>以上</p>
----	---